

働き盛り世代に向けた「睡眠と健康」促進事業

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 5 年 10 月 6 日

健康増進課国民健康保険室長

1 業務の概要

(1) 業務名

働き盛り世代に向けた「睡眠と健康」促進事業

(2) 業務の目的

国保被保険者及び近い将来国保に加入する働き盛り世代が、睡眠について正しい知識を身につけ、日常的に質・量ともに十分な睡眠をとることにより、退職後の国保加入時以降の生活習慣病発症リスクを抑制し、医療費の適正化による国保財政の安定化を目指す。

(3) 業務内容

国が示す「国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」では、健康増進を形成する基本要素として、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「飲酒・禁煙」などと並んで「休養」が掲げられている。その具体的な内容は日常的に質・量ともに十分な睡眠の確保が必要とされており、第二期信州保健医療総合計画においても「睡眠による休養がとれている人の割合（15 歳以上）を現状より増加させる」を目標の一つとして掲げている。

そこで、本業務では、近い将来国保に加入する協会けんぽ会員事業所に所属する 40 代～50 代の働き盛り世代（以下「働き盛り世代」という。）の睡眠の実態と、十分な睡眠時間がとれていない主な理由等を調査し、その結果を踏まえて適正な睡眠方法等に関する動画及びリーフレットを作成し、協会けんぽ会員事業所の従業員等に対して視聴を促し、生活習慣の改善における睡眠の重要性の普及啓発を図る。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりとするが、詳細については提案を選定した後、県と委託契約候補者の間で協議し業務仕様書を決定するものとする。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施内容

(ア) 事業実施方針

事業全体のコンセプト、構成及び効果

(イ) 動画の具体的企画

テーマ、企画内容（動画再生目標・目標達成のための効果的な方法も含む）

(ウ) 啓発資料（リーフレット）の具体的企画

タイトル、内容、イラスト・デザイン等の構成案

イ 実績・体制

(ア) 類似事業の履行実績

(イ) 運営体制

ウ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和6年3月25日まで

(8) 費用の上限額

2,668,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を完納していること。個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に当該業務の類似業務を受託した実績を有する者であること。
- (8) 長野県庁等で行うプレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに常時参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表1及び2による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)

長野県健康福祉部健康増進課 国民健康保険室 国保運営係 担当 川面、菅原

電話 026-235-7090 (直通) ファックス 026-235-7170

Eメール kokuho@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和5年10月16日(月)午後5時必着

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに健康増進課国民健康保険室に到達したものに限り、

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

また、持参の場合は午前9時から午後5時まで受け付けます。(土曜日、日曜日及び休日^(注)は除く。)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(3)ア)の3日前までに、書面により健康増進課国民健康保険室長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により健康増進課国民健康保険室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期限 令和5年10月30日(月) 正午まで
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
休日は受け付けられません。
なお、FAXにより提出した場合は、3(4)の担当課・問い合わせ先へ電話連絡し、質問の受理を確認してください。
- (4) 回答方法 令和5年11月2日(木)までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表又は任意様式でも可)
企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。
なお、業務に関する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
- イ 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3(4)に同じ。
- イ 受付期限 5(2)に同じ。
- ウ 受付方法 5(3)に同じ。
- エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては原則としてメールにより回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和5年11月6日(月)午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。)
- イ 提出先 3(4)に同じ。
- ウ 提出部数 7部(正本1部、コピー6部)
- エ 提出方法 3(5)ウに同じ。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、「働き盛り世代に向けた「睡眠と健康」促進事業企画提案評価会議」(以下「企画提案評価会議」という。)が、仕様書の考え方を前提として、次の基準に基づいて評価を行います。(250点満点、50点×構成員5名)

評価項目	評価内容	配点
事業実施方針(全体のコンセプト)	<ul style="list-style-type: none"> ・国保被保険者及び近い将来国保に加入する働き盛り世代の者に対する企画として、ふさわしいコンセプトとなっているか。 ・事業の趣旨を十分に踏まえ、目的を達成できる構成となっているか。 ・働き盛り世代の者が適正な睡眠方法を学び、現役時代から退職後まで積極的に健康づくりに取り組んでいくための、効果的な企画となっているか。 	10
動画の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・興味・関心を持って視聴できる工夫がされているか。 ・働き盛り世代の者が、これからの健康づくりについて前向きに捉え、日々の生活の中で無理なく取り組める内容となっているか。 ・動画再生回数を伸ばすための効果的な広告配信の媒体・手法等が提案されているか。 ・仕様書案で定める内容の他、本業務の目的を理解し、生涯にわたる健康づくりの効果的な普及啓発となる動画を作成できるか。 	20
リーフレットの企画	<ul style="list-style-type: none"> ・興味・関心を引く工夫がされているか。 ・働き盛り世代の者が、これからの健康づくりについて前向きに捉え、行動変容につながる内容となっているか。 ・仕様書案で定める内容の他、本業務の目的を理解し、生涯にわたる健康づくりの効果的な普及啓発となるリーフレットを制作できるか。 	10
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画、スタッフの配置計画、業務スケジュールが適切であり、目的の達成・提案事項を確実に実行できると見込めるか。 ・実務体制・類似事業の履行実績などから業務遂行が可能であること。 	5
業務に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積内容、積算根拠が提案内容と整合性がとれ、適切な範囲内であるか。 ・効果を最大化できる予算配分か。 	5
合計		50

(5) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の評価項目ごと、A～Eの5段階で評価します。(A：非常に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る)

イ 評価項目ごとに評価点は、各評価項目の配点に対して、5段階で評価してA～Eの各係数(A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2)を乗じた点数とします。

ウ 構成員は、採点結果により優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点の場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。

エ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点の順位点を付与します。ただし、採点結果が6割に満たない場合は、順位点付与の対象外とします。

オ 各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を受託候補者として選定します。なお、最も得点の

高い者が複数だった場合には、企画提案評価会議で協議の上、委託候補者を選定します。

カ プレゼンテーションの実施日時及び方法

実施日時 令和5年11月10日(金) ※時間と場所は、参加者に別途通知します。

所要時間 プレゼンテーション15分間、構成員による質疑約15分間

方 法 対面での実施を原則としますが、オンライン開催(Teams等を使用)に変更する場合があります。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により健康増進課国民健康保険室長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により健康増進課国民健康保険室長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康増進課国民健康保険室において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

ア (6)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により健康増進課国民健康保険室長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土

曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により健康増進課国民健康保険室長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、健康増進課国民健康保険室において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は、企画提案評価会議の評価及び見積業者の選定を踏まえ、健康増進課国民健康保険室が検討を加えますが、契約候補者と健康増進課国民健康保険室との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。